

東京都環境審議会

東京都環境基本計画のあり方について

(中間のまとめ)

2015 (平成 27) 年 11 月

目 次

I	東京都環境基本計画改定に向けて	P 1
II	新たな計画の位置づけとこれまでの取組・成果	P 2
III-1	東京を取り巻く社会経済の動向	P 5
III-2	環境分野の動向	P 7
IV	東京が目指す将来像	P 14
V	分野別目標と施策の方向性	
1	スマートエネルギー都市の実現	P 18
①	省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進	
②	再生可能エネルギーの導入拡大	
③	水素社会実現に向けた取組	
2	3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進	P 38
①	「持続可能な資源利用」の推進	
②	静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進	
③	災害廃棄物対策の強化	
3	自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	P 50
①	生物多様性の保全・緑の創出	
②	生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大	
4	快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保	P 64
①	大気環境等の向上	
②	化学物質による環境リスクの低減	
③	水環境・熱環境の向上	
5	環境施策の横断的・総合的な取組	P 83
①	多様な主体との連携	
②	持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進	
③	実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実	
VI	環境の確保に関する配慮の指針	P 91

I 東京都環境基本計画の改定に向けて

当審議会は、本年4月に「東京都環境基本計画の改定について」の諮問を受け、気候変動・エネルギー、資源循環、自然環境、大気・水・土壌・化学物質等、区市町村や都民・NGOなどとの協働、国際環境協力、環境学習などの各分野において、環境政策のあり方や施策展開の方向性について、それぞれ専門的見地から検討を進め、一定の結論を得たので、ここに報告をする。

東京都は、現在の環境基本計画を2008年3月に策定し、「気候変動の危機の顕在化」、「環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性」、「より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上」の三点の認識のもと、世界で最も環境負荷の少ない都市を目指して、水素社会の実現に向けた初期需要の創出、世界で初めての都市型キャップ&トレード制度の導入、再生可能エネルギーの利用拡大、ディーゼル車排出ガス規制、生物多様性の保全など緑の量に加え質を重視した緑施策、3R促進・静脈ビジネス発展の促進など、成熟社会のモデルとなる持続的な発展に向けた環境施策に取り組んできた。

しかし、気候変動や資源制約などの地球規模の問題は益々顕在化している。また、大気質の改善や生物多様性の保全など、都民に対する良好な生活環境を確保していかなければならない。

都は、こうした環境分野を取り巻く課題の解決と将来を見据えた道筋を描き、引き続き先進的な環境施策を積極的に展開していく必要がある。

このため東京都は、「東京都長期ビジョン」において示した環境施策を更に進化・発展させ、2020年のオリンピック・パラリンピック大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」の将来像やこれを目指した政策展開を都民に明らかにするため、現行の環境基本計画を抜本的に改定するべきである。

II 新たな計画の位置づけとこれまでの取組・成果

1 位置づけ

東京都では、2008年に策定した現基本計画において「世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する」ことを掲げ、東京の温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な目標を設定し、様々な施策に意欲的に取り組んできた。

また、大気環境や土壌汚染などの環境の「負の遺産」の解消や緑の減少に歯止めをかけるための新たな緑の創出策、資源の循環利用の促進などにも果敢に取り組む、人々が健康で安全に生活でき、より快適で質の高い生活が享受できる都市を目指してきた。

一方、東京都をとりまく環境はこの7年間で重要な局面を迎えている。気候変動が世界中で顕在化し、我が国でも記録的な集中豪雨が近年多発し重大な被害をもたらすなど都市活動に甚大な影響を与えている。また、世界においても異常気象が各地で発生するなど温室効果ガス削減の取組が喫緊の課題となっている。

さらには、温室効果ガスの排出削減を目的とする緩和策に加え、気候変動影響に対応していくための適応策は、2020年以降の気候変動対処のための国際枠組みの重要項目ともなっている。

この12月にもフランスのパリで気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書に代わる全ての締約国が参加する新しい枠組みが構築される予定である。

国内では、2011年に発生した東日本大震災以降、住民や事業者の省エネルギー・節電意識が一層向上し、取組が加速。また、エネルギー供給構造が大きく変化し、太陽光発電に代表される再生可能エネルギーの普及拡大あるいは水素といった新しいエネルギー供給源が注目されている。

さらに、世界的なスポーツイベントである「オリンピック・パラリンピック大会」が2020年に開催され、持続可能な都市の姿を世界に発信するまたとない機会が到来する。

東京は、活発な都市活動を行うことで発展を続けてきた一方、世界の資源を大量に消費してきた。地球規模で負荷をかけている都市の責務として、また世界を牽引する大都市のリーダーとして、これまでの状況変化も踏まえるとともに、経済発展と環境政策を両立させ、多様な主体とも連携・協働した取組を一層加速した「サステイナブル」な都市を実現し「世界一の環境先進都市」を目指す必要がある。

基本計画の改定において、その道筋を指し示し、以下の視点を踏まえ具体的施策の構築及び推進に向け都民や企業などあらゆる主体の理解・参画を得ていく必要がある。

・「世界一の都市・東京」の実現に向け策定した「東京都長期ビジョン（平成26年12月）」に掲げる環境分野の施策を具体化、深堀する計画にすべきである。

- ・都民や事業者等が日々の生活や事業活動において常に持続可能性に配慮した行動をとり続けることができるよう、目標は都民や事業者とも広く共有できるわかりやすいものが必要であるとともに、国や他都市、世界をも牽引する意欲的な目標も視野に盛り込んだ基本計画とするべきである。
- ・気候変動における適応の観点も盛り込んだ計画にすることが望ましい。
- ・2020年のオリンピック・パラリンピックを最大限活用し、持続可能な都市の形成に資する環境レガシーを世界に発信するとともに、将来に向けて残す道筋となる計画にすべきである。
- ・中期的視点として、2020年、2030年を目標年度とし、具体的な数値を掲げるとともに、それに向けた具体的取組のロードマップがあると望ましい。

2 これまでの取組・成果

都は現行計画において「～成熟した、持続可能な都市モデルの創出と世界への発信～」を目指すべき都市の姿に掲げ、「人類・生物の生存基盤の確保」「健康で安全な生活環境の確保」「より快適で質の高い都市環境の創出」に施策を体系化、それぞれの目標を掲げ、各取組を推進してきたところである。

例えば、「浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の環境基準を、2010年度までにすべての測定局で達成し、2016年までに、より低濃度で安定した状況にしていく。」といった目標に対し、2014年度には「二酸化窒素は一般測定局では全局達成、自排局では34/35局で達成」している。また、「2016年に向けて、新たに1,000haの緑を創出」に対し、2013年度までに「約625haの緑を創出」するなど、概ね掲げた目標を達成あるいは達成が可能な状況にある。

現行計画策定から7年を経過し、エネルギー需給の変化、次世代エネルギー等の普及、資源制約の高まり、生物多様性の関心の高まり、オリンピック・パラリンピック大会でレガシーとなる環境対策の実施など、東京都が直面する課題は変化している。

こうした社会情勢の変化などを踏まえ、新たな視点や分野における目標をしっかりと定め、目標達成に向かって具外的施策を構築するとともに、目標達成が危ぶまれる分野・取組についてはその原因・要因を検証し、さらなる施策の展開あるいは新しい視点にたった施策構築を行い、改定に反映していく必要がある。

【表 : 現行計画における主な目標及び達成状況】

(2015年3月現在)

目標	達成状況
第1章 人類・生物の生存基盤の確保	
第1節 気候変動の危機回避に向けた施策の展開	
2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する	2012年度(速報値):温室効果ガス排出量は54.9百万t-CO2で、2000年比11.2%の減少【電力のCO2排出係数を2000年度値に固定して算出】
<部門別目標>	
産業・業務部門全体で、2000年比10数%程度削減(業務部門では7%程度削減)	2012年度(速報値):2000年比 9.1%削減(業務部門では0.4%削減)【電力のCO2排出係数を2000年度値に固定して算出】
家庭部門で、2000年比20%程度削減	2012年度(速報値):2000年比 5.5%増加【電力のCO2排出係数を2000年度値に固定して算出】
運輸部門で、2000年比40%程度削減	2012年度(速報値):2000年比 37.1%削減【電力のCO2排出係数を2000年度値に固定して算出】
2020年までに東京のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高めることを目指す。	2012年度末 2.7%
第3節 省資源化と資源の循環利用の促進	
都内から発生する廃棄物の最終処分量を、2016年度までに2000年度比55%削減する。	2012年度 最終処分量124万t(2000年度比63%減)
廃プラスチック類のリサイクルを促進し、2010年度までに埋立処分量をゼロにする。	廃プラスチック埋立処分量ゼロを実現(2010年度)
建設泥土の再生利用量を、2016年度までに2005年度比25%増加させる。	2012年度 建設泥土再生利用量124万t 2005年度比28万t増(再生利用率2005年度39%→2012年度51%)
優良な産業廃棄物処理業者が市場価値を高めていくことができる仕組みを構築する。	産業廃棄物処理業者の第三者評価制度を創設(2009年度)
第2章 健康で安全な生活環境の確保	
第1節 大気汚染物質の更なる排出削減	
浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の環境基準を、2010年度までにすべての測定局で達成し、2016年までに、より低濃度で安定した状況にしていく。	【2010年度達成状況】 SPM:全局達成 NO2:一般局では全局達成、自排局では35局中32局で達成 ※2013年度 SPM:一般局では47局中46局で達成、自排局では35局中33局で達成 NO2:一般局では全局達成、自排局では35局中33局で達成
局地高濃度汚染を、2010年度までに改善する。	NO2の環境基準達成局数(自排局) 2006年度 34局中21局 ⇒ 2010年度 35局中32局 (2013年度 35局中33局達成)
光化学スモッグ注意報発令日を、2016年までに0日とする。	2010年度 20日、2011年度 9日、2012年度 4日、2013年度 17日、2014年度 9日
第2節 化学物質等の適正管理と環境リスクの低減	
化学物質の環境への排出量や、環境リスクの低減傾向を維持・促進する。	化学物質の環境への排出量:2006年度5,165t ⇒ 2012年度3,263t
2016年までに、河川のBOD環境基準及び海城(運河を含む)のCOD環境基準を100%達成する。	【2013年度環境基準達成状況】 ・河川BOD 56水域中55水域で達成 ・海城COD 東京湾評価対象4水域中1水域で達成
首都圏における広域連携を強化し、産業廃棄物の不法投棄をゼロにする。	2013年度 1都6県の不法投棄件数:59件(2005年度比 76%減)
有害廃棄物の都内処理体制の確立を目指すとともに、監視・指導により適正処理を徹底する。	PCB廃棄物、感染性廃棄物、飛散性アスベストについて、都内処理体制を確立
第3節 生活環境問題の解決(騒音・振動、悪臭等対策)	
航空機、新幹線、在来線及び道路交通の各騒音について、環境基準等を達成する。	【2013年度環境基準達成状況】 ・道路:昼間95%、夜間89% ・新幹線:東海道94%、東北100% ・航空機:羽田100%、横田75%、厚木64%
道路交通騒音について、住居系地域における夜間騒音を全測定地点で要請限度以下に改善する。	2013年度達成状況:92.9% (2006年度達成状況:85.6%)
第3章 より快適で質の高い都市環境の創出	
第1節 市街地における豊かな緑の創出	
2016年に向けて、新たに1,000haの緑を創出	2007~2013年度の7年間で新たな緑を約625ha創出
2016年に向けて、街路樹を100万本に倍増	2007~2013年度の7年間で街路樹を89万本整備
第4節 森林や丘陵地、島しょにおける自然の保全	
荒廃した多摩のスギ・ヒノキの人工林について、針広混交林への転換を拡大する。	・間伐:2002~2013年度までに6,790ha実施 ・核打ち:2006~2013年度までに1,236ha実施
保全地域の新規指定等を拡充する。	2008~2014年までに4ヶ所(17ha)を新規指定
小笠原諸島を世界自然遺産に登録する。	世界自然遺産登録の決定(2011年6月)

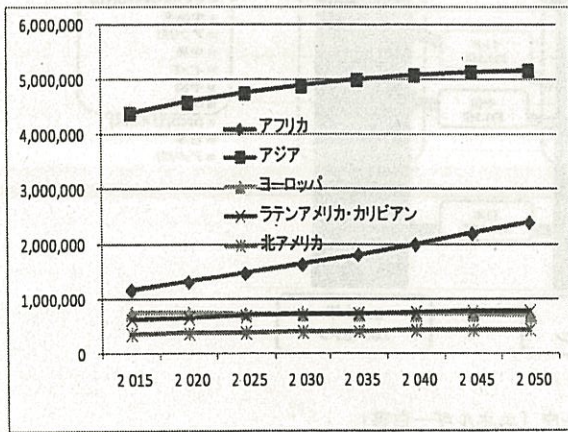
Ⅲ-1 東京を取り巻く社会経済の動向

○世界的には人口増加、都市への人口集中が進展

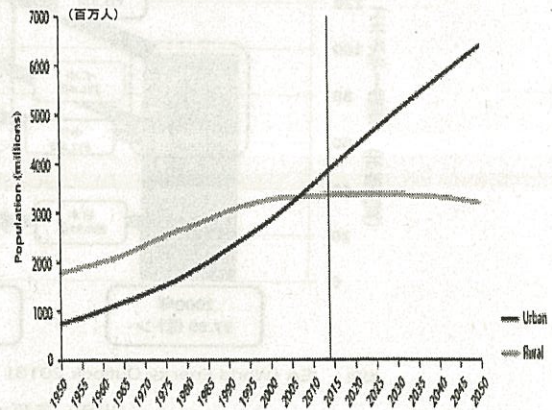
UNDP の統計によれば、アジアやアフリカ等での人口増加が進み、世界人口は 2015 年の約 73 億人から増加し、2050 年に約 97 億人になると予測されている。

また、世界の都市人口の割合は 1900 年にはわずか 13%であったのに対し、1950 年には 29%となり、2014 年には 54%となった。世界規模で引き続き都市化が進み、2050 年までには世界人口の 66%が都市に住むと予想されている。

世界人口の推計



世界の都市部及び農村部の人口



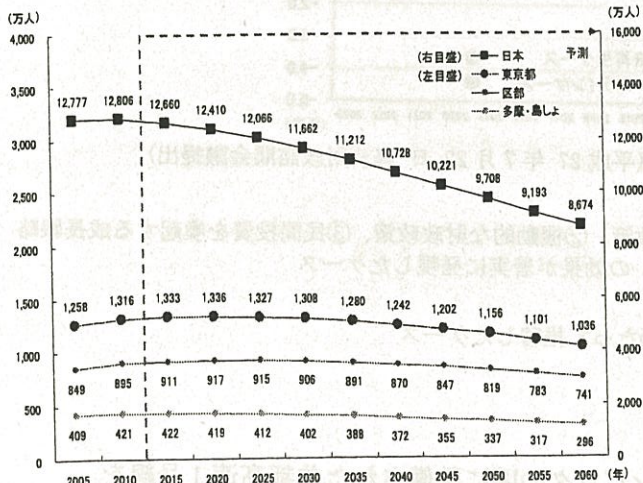
(出所) UNDP World Urbanization Prospects:2014 Revision

○人口減少社会・少子高齢化の進展

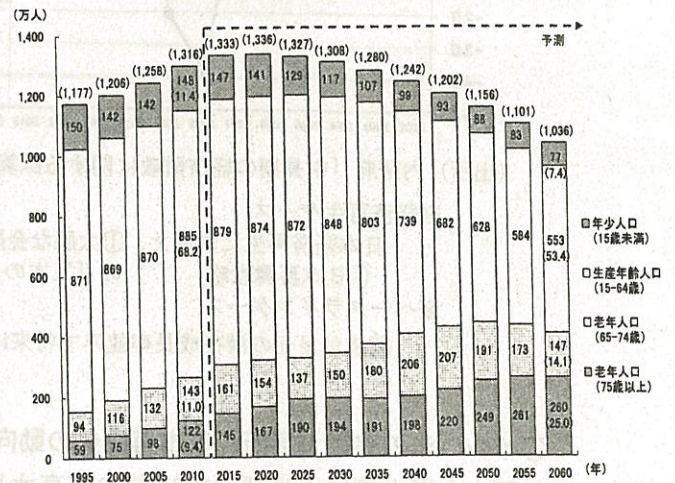
国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2060年の日本の人口は、2010年に比べ約3割減少し、8,674万人になると見込まれている。一方、東京の人口は、2010年時点で1,316万人であり、日本の人口の約1割を占めているが、2020年をピークに減少に転じ、2060年には2010年に比べ約2割減少することが予測されている。

また、東京では、2010年から2060年の間に、高齢者人口が急激に増加し、特に75歳以上の人口は、2倍以上に増加し、人口に占める割合は、9.4%から25.0%まで上昇する。

日本と東京都の人口の推移



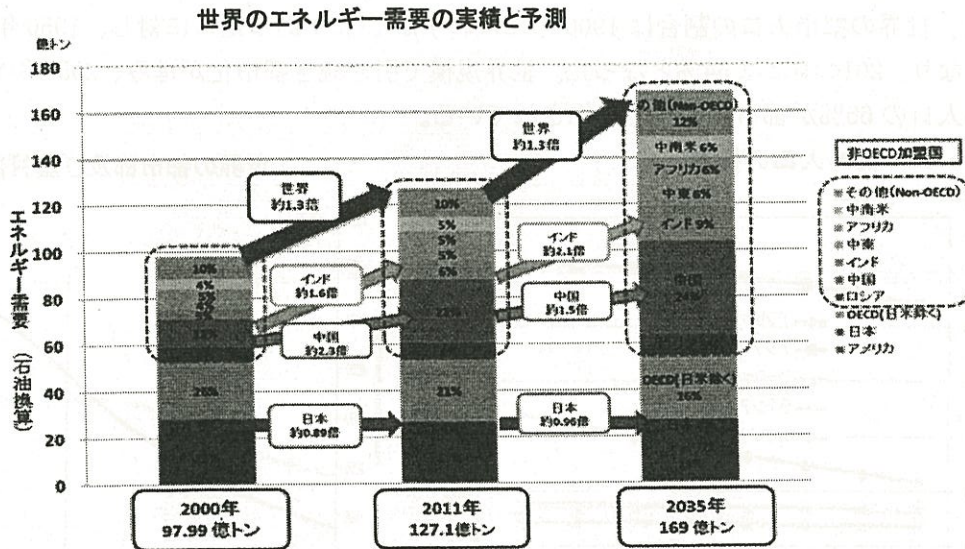
東京都の生産年齢別人口の推移



(出所) 東京都「東京都長期ビジョン」(2014 (平成 26) 年 12 月)

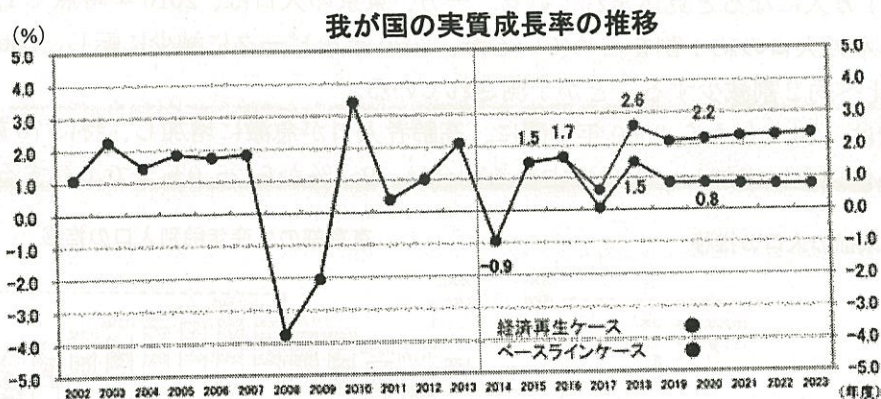
○世界のエネルギー事情

国の「エネルギー白書」によれば、先進国のエネルギー需要が横ばいで推移しているのに対し、中国・インドやアジア諸国において需要の急拡大が見られており、今後も同様の傾向が続くものと予測されている。



○日本経済の将来予測

内閣府の試算によれば、我が国の2020年以降の実質成長率はベースラインケースでは1%弱で推移し、経済再生ケースでは2%以上で推移すると予測されている。



※経済再生ケース

日本経済再生に向けた、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略(「日本再興戦略」1)の「三本の矢」の効果が着実に発現したケース

※ベースラインケース

経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移したケース

○インフラの整備・更新、都市再開発の動向

国土交通白書によれば、1964年の東京オリンピックの頃に整備された首都高速1号線をはじめ、高度成長期以降に整備したインフラ老朽化が進み、2031年度末までに、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなるとしている。

また、インフラ整備・都市開発の動向は、東京オリンピック・パラリンピック前後をはじめ社会経済情勢の変化に伴い大きく変化することが予測される。

Ⅲ-2 環境分野の動向

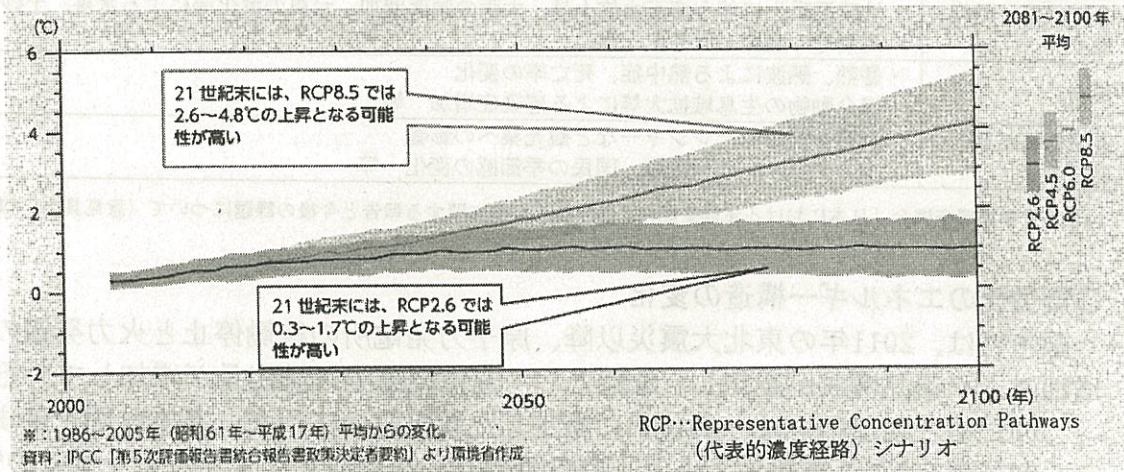
(1) 気候変動分野

○世界の気温上昇

地球温暖化について、「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」は、2014 年 (平成 26 年) に取りまとめた第 5 次評価報告書統合報告書の中で、以下の内容を公表している。

- 人間による影響が温暖化の支配的な原因である可能性が極めて高い。
- 温室効果ガス (GHG) の排出がそのまま続く場合、現在から 21 世紀末までに最大 4.8℃の気温上昇、最大 0.82 メートルの海面上昇が予測
- ここ数十年、気候変動は全ての大陸と海洋にわたり自然界及び人間社会に影響を与えている。
- 産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑える可能性が高いシナリオは、次のとおり
 - ・ GHG 排出量が 2050 年に 2010 年比 40~70%削減、2100 年にほぼゼロ又はマイナスに
 - ・ その場合、世界全体の低炭素エネルギー (再生可能エネルギー、原子力、CCS 付化石エネルギー/CCS 付バイオエネルギー) の割合が 2050 年までに現状の 3~4 倍近くに

世界平均地上気温の変化



(出所) 環境省「平成 26 年度環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

○気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)

UNEP の「Emission Gap Report2014」では、地球の平均気温上昇を 2 度以下にとどめるためには、2050 年の地球全体の排出量を 2010 年比で 55%削減する必要がある、そのためには 2030 年までに同排出量を減少に転じさせる必要があると指摘されている。

気候変動枠組条約の締約国会議 (COP) では、2014 年にペルーのリマで開催された COP20 において、加盟各国が 2020 年以降の枠組みを示す「約束草案」を提出することが決議された。各国は 2015 年末にパリで開催される COP21 に向け約束草案を作成しており、既に、日本の他、EU やアメリカ、ロシア、中国などが提出している。

主要国の約束草案（概要）

国名	概要
日本	・2030年までに、2013年比で、温室効果ガス排出量を26%削減する（2005年比では、25.4%削減）。
EU	・2030年までに、1990年比で、温室効果ガス排出量を国内で少なくとも40%削減する。
アメリカ	・2025年までに、2005年比で、温室効果ガス排出量を26～28%削減する。28%削減へ向けて最大限の努力をする。
ロシア	・2030年までに、1990年の、70～75%に抑制する（※90年比20～25%削減）ということが、長期的な指標になりうる。（ただし、森林による吸収量を最大限に算入できることが条件。）
中国	・2030年までに、2005年比で、GDP当たりのCO2排出量を、60～65%削減する。

また、上記のような温室効果ガス排出を削減または吸収する対策（いわゆる「緩和策」）だけではなく、実際に影響が生じた場合の対応策（いわゆる「適応策」）についても、各国で戦略や計画の策定が進められている。

気候変動による影響

分野	影響
食料、農業・林業・水産業	・農作物の産地の変化 ・高温の影響による品質低下や生育障害 等
水環境・水資源	・降雨量の変動幅の増大、雪量の減少などによる水資源開発施設の安定供給可能量の低下 ・気温の上昇による飲料水の需要増の懸念 等
自然生態系	・気温の上昇や積雪期間の短縮による、ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域の拡大 ・生物分布域の変化やライフサイクル等の変化 ・外来生物の侵入・定着確率の増加 等
自然災害・沿岸域	・地球温暖化に伴う海面水位上昇、大雨の頻度増加、台風の激化等による水害、土砂災害、高潮等の頻発・激甚化 等
健康	・暑熱、熱波による熱中症、死亡率の変化 ・媒介動物の生息域拡大等による感染症増加 等
産業経済活動・国民生活	・自然を活用したレジャーなど観光業への影響 ・ライフラインへの影響、国民の季節感の変化 等

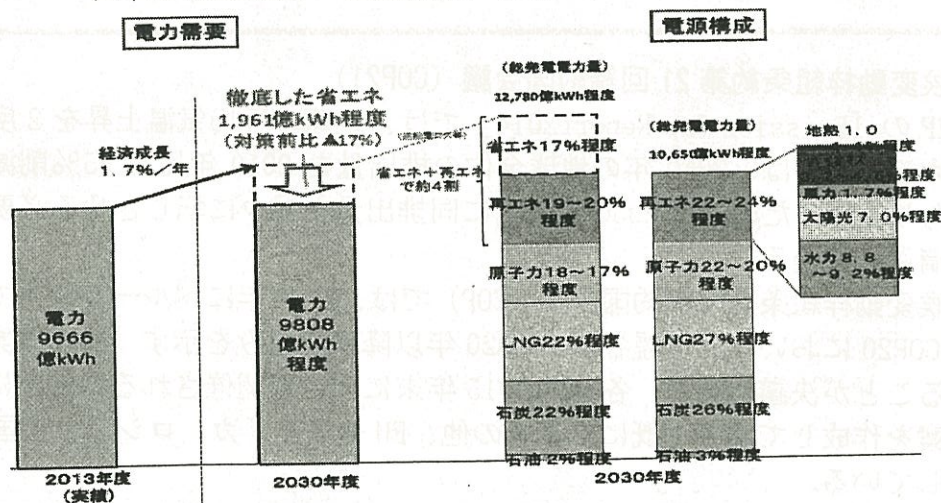
（出所）中央環審議会「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）（案）」

○震災後のエネルギー構造の変化

国内では、2011年の東北大震災以降、原子力発電所の稼働停止と火力発電の増加により電源構成が変化し、結果として温室効果ガス排出量が増加している。

このため、我が国では、2014年に策定した新たなエネルギー基本計画を踏まえ、2015年7月に「長期エネルギー需給見通し」を発表し、エネルギー供給の安定化と温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいくこととしている。

日本の電力需要・電源構成の推移（2030年見通し）

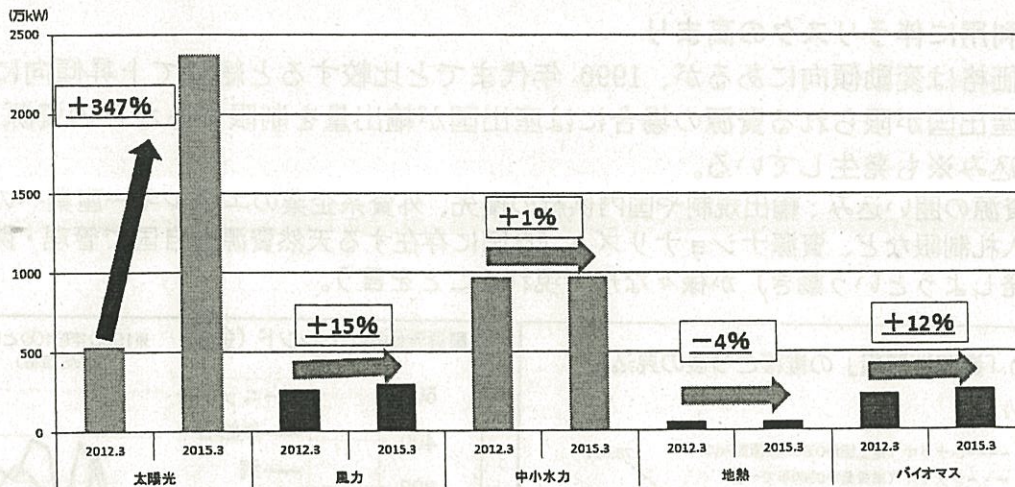


（出所）資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し」

○再生可能エネルギーの普及

東北大震災以降、我が国は再生可能エネルギーの普及促進に向けた施策を進めている。特に、2012年7月に開始された固定価格買取制度（FIT）導入以降、太陽光を中心に国内の再生可能エネルギー導入量は増加している。一方で、賦課金による国民負担や、系統負荷の増大に伴う接続制約の問題などの課題も生じている。

固定価格買取制度の開始前（2012年3月末）と、現時点（2015年3月末）の比較

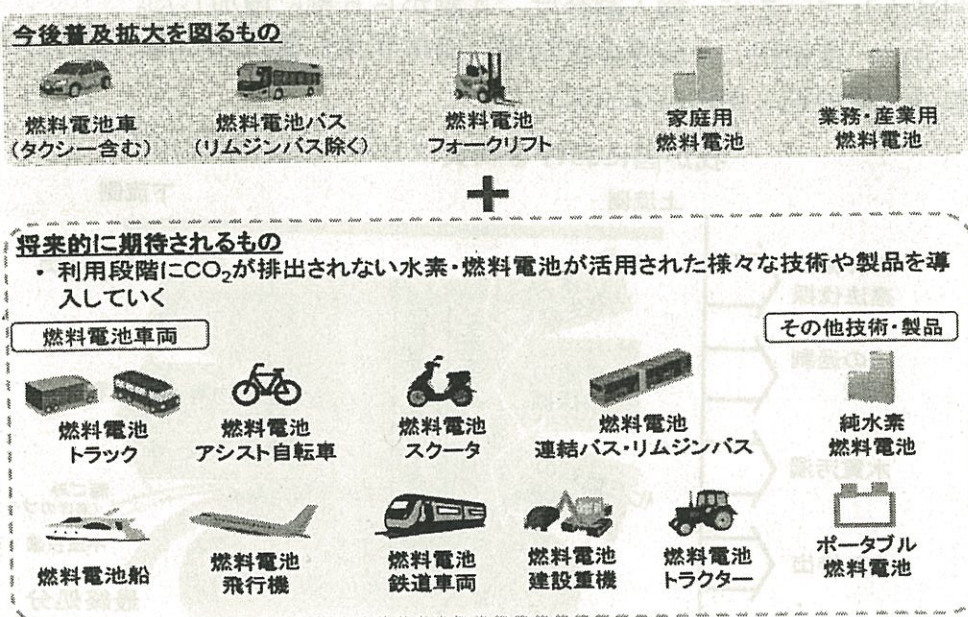


(出所) 資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの導入促進に向けた制度の現状と課題」

○水素エネルギーの活用

水素エネルギーについては、環境負荷の低減やエネルギー供給源の多様化といった効果に加え、幅広い産業への波及などの経済波及効果の高さ、災害発生時の電力源としての活用など大きな意義がある。特に燃料電池の技術や活用では日本が世界をリードする存在となっており、国レベルにおいても東京都においても導入に向けた取組が進んでいるところである。

水素エネルギーの普及対象



(2) 資源循環分野

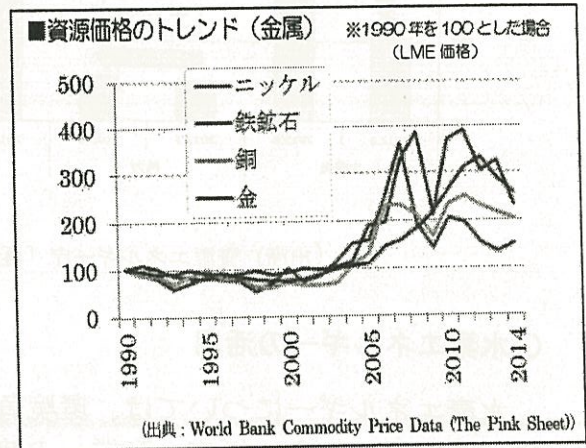
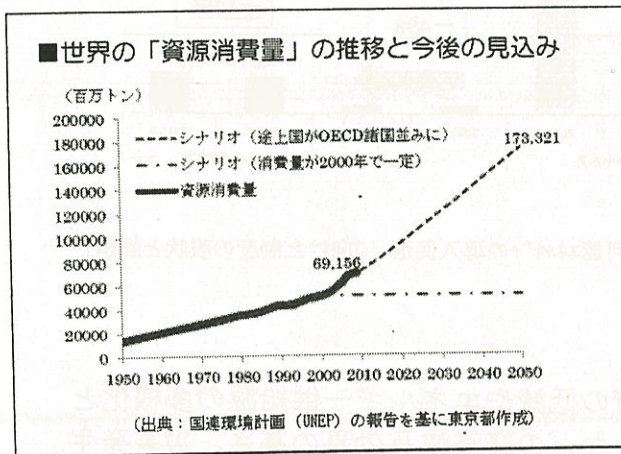
○世界的な資源消費の問題

世界の資源消費をみると、2000（平成12）年と比較した2009（平成21）年の資源消費量は約4割増加している。仮に、途上国が先進国（OECD諸国）並みに資源を消費するようになった場合、2050（平成62）年時点での世界の資源消費量は倍増するとの推計もなされている。

○資源利用に伴うリスクの高まり

資源価格は変動傾向にあるが、1990年代までと比較すると総じて上昇傾向にある。産出国に限られる資源の場合には産出国が輸出量を制限するなどの資源の囲い込み※も発生している。

※資源の囲い込み：輸出規制や国内供給の優先、外資系企業のエネルギー産業への入札制限など、資源ナショナリズム（自国に存在する天然資源を自国で管理・開発しようという動き）が様々な形で現れることを言う。

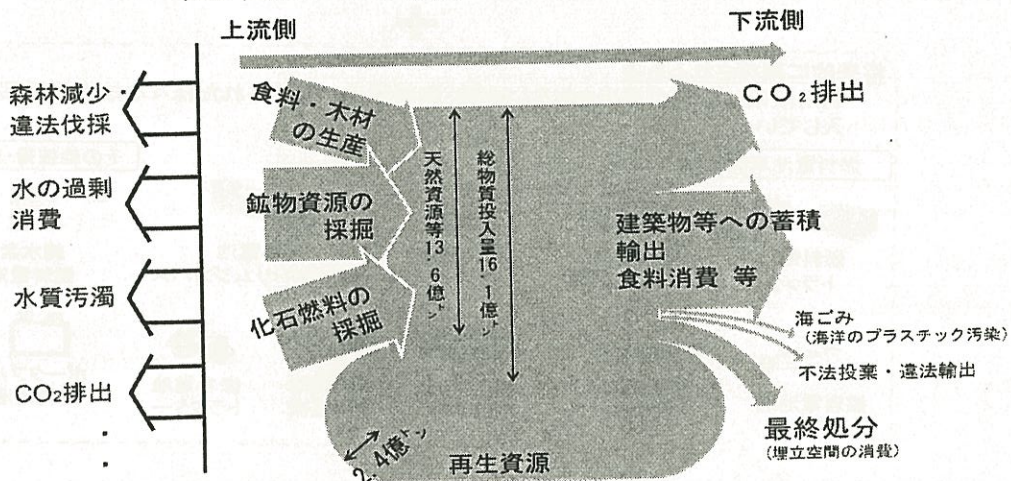


○資源利用の現状 ～日本と世界

現在、我が国は年間約14億トン（2012（平成24）年値）の天然資源を消費し、その約6割を輸入に依存している。2000（平成12）年度の消費量と比較し、約3割減少しているが、輸入割合は、4割から6割に増加した。

一方、一度使用した資源の再利用（循環利用）量は2.4億トンと、年間天然資源投入量の約2割に留まっている。

我が国における物質フロー（2012年度）



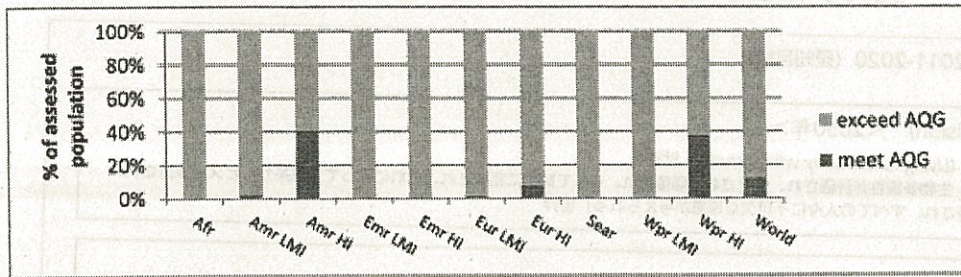
データ：平成27年版環境白書を基に東京都作成

(3) 大気・土壌・水・熱分野

○世界の大気汚染の状況

大気汚染レベル低減は世界的な課題の一つである。世界各国で大気汚染は改善されつつあるが、多くの都市の大気環境レベルはWHOの大気環境ガイドラインが求めるレベルに達しておらず、肺がんや心臓疾患、ぜんそく、その他疾病にかかるリスクが高まっているとも考えられる。

都市人口比のPM年平均値におけるWHO大気環境ガイドラインの達成状況



Afr: Africa; Amr: America; Emr: Eastern Mediterranean; Eur: Europe; Sear: South-East Asia; Wpr: Western Pacific; LMI: Low- and middle-income; HI: high-income; AQG: WHO Air Quality Guidelines.

² Annual mean PM10: 20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$; Annual mean PM2.5: 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$.

(出所) WHO「WHO's Ambient Air Pollution Database -Update 2014」

○大気質改善と温暖化対策のコベネフィット

CO₂削減のために実施する対策の多くが、SOx、NOx、PM等の大気汚染物質の排出を低減させる効果がある。

環境省「開発途上国の環境対策を実現するコベネフィット型温暖化対策・CDMの実現に向けて」の中で、途上国の大気質改善や水質改善等の環境対策と温暖化対策を両立しうる対策のことを、環境汚染対策分野におけるコベネフィット型温暖化対策・CDM対策と称している。途上国における環境汚染対策分野のうち、必要性が高く温暖化対策のポテンシャルが高いものとして、以下の対策が挙げられている。

途上国の環境汚染対策に有効なコベネフィット型温暖化対策・CDM対策

	対象となる事業	対策の例	削減される汚染物質等	削減される温室効果ガス (GHG)
大気質改善	火力発電所	燃焼効率改善	SOx・NOx・PM等	CO ₂
	製鉄所	廃熱利用	SOx・NOx・PM等	CO ₂
	交通対策	燃料代替・モーダルシフト	SOx・NOx・PM等	CO ₂
水質改善	下水処理	下水処理場における污泥からのメタン回収利用	COD・BOD等	CH ₄ ・CO ₂
	食品工場	食品工場排水からの残渣回収・メタン発酵利用	COD・BOD等	CH ₄ ・CO ₂
廃棄物管理	都市ごみ	コンポスト化	有機系廃棄物	CH ₄
	し尿処理	バイオダイジェスター設置によるメタン回収利用	し尿・BOD・COD等	CH ₄ ・CO ₂

(出所) 環境省「開発途上国の環境対策を実現するコベネフィット型温暖化対策・CDMの実現に向けて」

(4) 緑・生物多様性分野

○生物多様性への国際社会の関心の高まり

1992年、生物多様性条約 (Convention for Biological Diversity) が採択されたことをきっかけに生物多様性に対する取組が進んできている。

2002年には、生物多様性条約第6回締約国会議 (COP6) において、「2010年目標」が採択され、2010年のCOP10 (名古屋) では、次の目標として「生物多様性戦略計画 2011-2020」が採択された。

生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標

生物多様性戦略計画 2011-2020 (愛知目標)

■ 長期目標 (Vision) <2050年>

- 「自然と共生する (Living in harmony with nature)」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標 (Mission) <2020年>

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標 (Target)

<p>目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。</p> <p>目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。</p> <p>目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。</p> <p>目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。</p> <p>目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。</p> <p>目標6：水産資源が持続的に漁獲される。</p> <p>目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。</p> <p>目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。</p> <p>目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。</p> <p>目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。</p>	<p>目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。</p> <p>目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。</p> <p>目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。</p> <p>目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。</p> <p>目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。</p> <p>目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。</p> <p>目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。</p> <p>目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。</p> <p>目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。</p> <p>目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。</p>
--	--

資料：環境省

(出所) 環境省「平成24年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

生物多様性の取組は、様々なレベルの社会経済活動に生物多様性の保全と持続可能な利用の観点を組み込むことが重要であると指摘されており、これまで関係が薄いと思われていた分野でも生物多様性との関わりが意識されつつある。生物多様性のもたらす恩恵を「生態系サービス」という概念で経済的価値で評価する取組も活発化し、様々なセクターにおける生物多様性の保全と持続可能な利用を動機づけることが期待されている。

都市における生物多様性確保の可能性や地方自治体の役割の重要性については、2008年のCOP9の前後で徐々に認識が高まり、COP9と同時に「都市と生物多様性市長会議」が開催され、28か国から46都市の自治体が参加した。COP10では「生物多様性国際自治体会議」として規模を拡大しての会議が併催され、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を決定した。そしてCOP10において「準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」が採択され、地方自治体の生物多様性への取組が奨励された。

○生物多様性への国内対応状況

2010年の愛知目標の採択を受け、国内では平成24年(2012年)に生物多様性国家戦略の改定が行われた。新国家戦略「生物多様性国家戦略2012-2020」は、日本の愛知目標の達成に向けたロードマップを提示しており、それぞれの項目に進捗を把握するための指標が設定されている。各数値目標の最新データを環境省が発表しているが、それによると、「生物多様性」という言葉の認知度は平成24年度に55.7%であったのに対し、平成26年度は46.4%と低下している。名古屋でのCOP10開催により、生物多様性の認知度は一時高まったが、平成31年の目標値75%を考慮すると、今後、さらなる普及啓発が必要である。

COP8での「民間参画宣言」以降、国内においても平成21年に「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定するなどして企業の取組を促している。企業側においても自主的な取り組みが始まっており、COP10前後に「企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)」や「生物多様性民間参画パートナーシップ」といった団体が設立され、多くの企業が参加している。